

小規模多機能ホーム喜寿苑 利用料金のご案内

令和1年10月1日改定

利用回数によって一日単位で負担（宿泊費・食材料費・その他）

介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護度別単位数(月定額) (ア)	3,418 単位 月定額	6,908 単位 月定額	10,364 単位 月定額	15,232 単位 月定額	22,157 単位 月定額	24,454 単位 月定額	26,964 単位 月定額
サービス提供体制加算 Ⅱ 350 単位/月 (イ)	350 単位/月 ※事業所の従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が 100 分の 60 以上						
総合マネジメント体制強化加算(ウ)	1,000 単位/月 ※総合マネジメント体制強化加算については区分支給限度基準額に含まれません。						
認知症加算 (I) ※該当者のみ	800 単位/月 ※日常生活自立度ランク (Ⅲ以上) に該当する						
認知症加算 (II) ※該当者のみ	500 単位/月 ※日常生活自立度ランク (II) に該当し、要介護状態区分が要介護2である。						
栄養スクリーニング加算	5 単位 (回) ※6か月に一回を限度として算定。						
若年性認知症利用者受入 加算 ※若年性認知症利用者様を受け入れた場合	450 単位/月		800 単位/月				
介護職員処遇改善加算 I {(ア)+(イ)+(ウ)} ×10.2% (エ)	486 単位	842 単位	1,195 単位	1,691 単位	2,398 単位	2,632 単位	2,888 単位
介護職員等特定処遇改善 加算 II {(ア)+(イ)+(ウ)} ×1.2% (オ)	57 単位	99 単位	141 単位	199 単位	282 単位	310 単位	340 単位
サービス利用料金 {(ア)+(イ)+(ウ)+(エ)+(オ)} ×10.17 円(※) (カ) 小数点以下切り上げ	54,013 円	93,554 円	132,719 円	187,861 円	266,322 円	292,347 円	320,783 円
介護保険自己負担額 (1割負担の場合) A (カ) - ((カ) × 9割) 小数点以下切り上げ	5,402 円	9,356 円	13,272 円	18,787 円	26,633 円	29,235 円	32,079 円
介護保険自己負担額 (2割負担の場合) B (カ) - (カ) × 8割 小数点以下切り上げ	10,803 円	18,711 円	26,455 円	37,573 円	53,265 円	58,470 円	64,157 円
介護保険自己負担額 (3割負担の場合) C (カ) - (カ) × 7割 小数点以下切り上げ	16,204 円	28,067 円	39,816 円	56,359 円	79,897 円	87,705 円	96,235 円

介護保険外の費用（月額）	
宿泊費（D）	2,500円
食材料費（E）	朝食：332円 昼食：600円 夕食：460円 一日：1,392円
おやつ費（一日1回）	100円
オムツ・パッド費（F）	オムツ100円/枚 パッド50円/枚
レクリエーション費	実費

※上記1ヶ月の基本の自己負担額には、栄養スクリーニング加算（5単位）は含まれておりません。入居時及び入居中に6ヶ月に1回を限度として算定されます。

※認知症加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）については、要件該当者のみの算定となります。

※若年性認知症利用者受入加算については、若年性認知症利用者様のみの算定となります。

※豊橋市は、地域区分が「7級地」であるため、1単位は10.17円となります。

※上記の計算は小数点以下の端数処理の関係で、差異が生じる場合があります。

※ ご利用いただける方

- ・登録定員29名（一日あたり通い18名・宿泊9名の方が利用可能）
- ・介護認定で「要支援1」から「要介護5」の認定を受けている方
- ・東三河広域連合（豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市・設楽町・東栄町・豊根村）に住所を有している方